

令和5年度 第1回鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和5年5月18日（木） 16時00分から

場 所： 鴨川市水道課1階会議室

出席者： 梶 恵子、中村 康仁、鈴木 一男、相原 一彦、渥美 俊行

欠席者： 田仲 重郎、和泉 良史

事務局： 市長：長谷川 孝夫

水道課長：角田 敬夫、課長補佐：小泉 満、

工務係長：鈴木 武志、浄水係長：吉村 洋介

業務係長：小倉 信也、副主査：乾 陽介

傍聴者： 0名

1 開会

（進行：事務局 小泉補佐）

皆さん、こんにちは。ご案内の時間前ではありますが、ただいまから、令和5年度第1回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、鴨川市水道課の小泉です。どうぞ、よろしく願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただいた資料として、「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案1 令和4年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について」、「議案1 説明資料 令和4年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書（案）」でございます。本日お配りいたしました、「令和5年度第1回水道事業運営委員会資料」、「資料2 鴨川市水道事業概要」、以上でございます。資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取り扱いについて、説明をさせていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、田仲委員さん、和泉委員さんより、欠席の届出がございました。本日の出席委員は5名でございます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことをご報告させていただきます。

2 委嘱状の交付

(進行：事務局 小泉補佐)

はじめに、この度、水道事業運営委員会委員の皆様様の任期満了に伴い、改めて「鴨川市附属機関設置条例」第2条第2項の規定により、識見を有する皆様から7名の皆様方に委員をお願い申し上げ、ご了解をいただいたところでございます。

ここで「鴨川市附属機関設置条例」第3条の規定により、委員の皆様へ市長から委嘱状の交付を行わせていただきます。お名前をお呼び致しますので、自席にてお受け取りいただきたいと存じます。

(選任された委員に委嘱状の交付)

それでは、本日は委員改選後初めての運営委員会でございますので、水道課職員の紹介をいたします。

角田課長から順次自己紹介をお願いいたします。

(事務局職員による自己紹介)

3 市長あいさつ

(進行：事務局 小泉補佐)

開会にあたりまして、長谷川市長からあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

市長の長谷川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

御案内のとおりでございますが、いま、コロナ感染症も、法上5類の方に移行したということで、経済の方も元に戻りつつあるということでございますが、しかしながら、まだ、風邪をひいた、あるいはインフルエンザだと診断された方もいらっしゃるようでございます。十分に今後も気を付けたいなと思うところでございますし、また皆様方も健康にご留意いただければと思っているところでございます。

本日は、本年度、第1回目となります水道事業運営委員会を開催させていただきましたところ、皆様方におかれましては、大変暑い中お集まりいただきまして心から感謝を申し上げます。次第でございます。

ただ今、委員の皆様には、委嘱状を交付させていただきました。皆様には、委員へのご就任を快くお引き受けいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

水道事業運営委員会の委員の役割といたしましては、市の附属機関として、水道事業の運営に関する事項について、調査審議のお手伝いをいただくものでございます。

今後の水道事業の運営に対し、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は、委員改選後、最初の委員会となりますので、議事に先立ち、会長、副会長を選任いただきたいと存じますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

ここで、若干、現在の水道事業の状況に触れさせていただきますと、水道事業の役割は、市民生活や健康を支える重要な社会インフラでありますので、常に安心・安全な水を、どう安定的に供給することが求められています。

本市水道事業は、事業開始から 63 年が経過しました。この間、旧天津小湊町との合併したことにより、旧鴨川市と比べて人口が増えたこともありました。人口減少等により料金収入が年々減少していく中、老朽化した管路や施設の修繕、更新費用が増加傾向を示しております。今後も、支出の削減や料金体系の見直しを検討しながら、老朽化した施設の耐震化や、現在の有収率 72.7 パーセントを向上させる配水管の更新等、優先すべき事業について長期的な視点で補助対象事業等の活用などにより、整備を進めて参りたいと存じます。

また、水道事業の使命としまして、これまで水道をご利用されているお客様へのサービスを、今後も維持していく必要がございますし、この様な課題を解決していくことが、現在の水道事業に求められているところでございます。

この課題を解決する一つ的手段として、現在、安房三市一町による安房地域末端給水事業統合・広域化に向けた取組を行っておりまして、令和 7 年 4 月の事業統合を目指しておるところでございます。

この件につきましては、後程、水道課長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

本日の議題でございますが、令和 4 年度水道事業会計予算繰越計算書について、でございます。これは、地方公営企業の建設改良事業の繰越により、工事の支払義務の発生が翌年度になることが明らかな場合、翌年度に繰越して使用することができ、来る 6 月の定例市議会において、ご審議をいただく予定としております。これに先立ちまして、水道事業運営委員会の委員皆様には、ご説明をさせていただき、ご承認を賜りたいと存じます。

議事の詳細につきましては、この後、事務局から説明させますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、あいさつといたし

ます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

4 会長選出

(進行：事務局 小泉補佐)

それでは、会議に入りたいと存じます。まずはじめに会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては「鴨川市附属機関設置条例」第4条によりまして、委員の互選により選出することとなっております。市長の仮議長で会長の選出をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(進行：事務局 小泉補佐)

ありがとうございます。それでは市長よろしく願いいたします。

市長の仮議長で会長の選出を進行する。

(推薦により、中村康仁委員を会長に選出)

(中村会長から会長就任あいさつのあと、副会長の選出)

(推薦により梶恵子委員を副会長に選出)

(梶委員から副会長就任のあいさつのと、中村会長により議事進行)

5 議事

(中村会長)

初めに会議録署名委員に、鈴木委員と相原委員をご指名いたします。

それでは、議事に入ります。議案1「令和4年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について」、事務局より説明をお願いいたします。

(角田課長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にて失礼をいたします。「議案 1 説明資料」と、併せて本日お配りしました令和 5 年度第 1 回水道事業運営委員会資料の 1 ページをご覧くださいと存じます。

令和 5 年第 2 回市議会定例会に提出いたします報告といたしまして「令和 4 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について」でございます。

これから申し上げる事業につきましては、いずれも令和 4 年度中に発注いたしました工事等の完成が見込めないものでございまして、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度での支払をするための繰越手続きを行わせていただいたものでございます。

今般、これらの事業につきまして、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づく繰越計算書を調製し市議会にご報告をいたすものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご報告を申し上げるものでございます。繰越計算書（案）をご覧くださいと存じます。

これからご説明する繰越事業につきましては、事業を運営するための営業収支等の収益的収支予算の繰越ではございませんで、その収益を得るための固定資産の構築や改良等を行います資本的収支予算の繰越を行うものでございます。

先ず、表の左から第 1 款 資本的支出、第 1 項 建設改良事業費のご覧の事業でございまして、今回工事請負費を 6 件、委託料を 2 件、合計 8 件の設備費を繰越いたしましたものでございます。

繰越の理由でございますが、右の説明欄にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による人員不足及び半導体不足に伴う部品供給の遅れによるものや、資材の入手に時間を要したもののほか、夏期の需要期前に完了を目指すため、発注当初より繰越することを前提として実施したものがございます。

それでは各案件のご説明をさせていただきます。まず 1 点目「横渚浄水場自家発電施設設置工事」では、新型コロナウイルス感染症の影響による人員不足、半導体不足に伴う部品供給の遅れによるものでございまして、翌年度繰越額は 4 億 7,300 万円でございます。この財源内訳は企業債が 3 億 6,400 万円、損益勘定留保資金が 1 億 900 万円でございます。

2 点目「横渚浄水場監視制御設備点検整備工事」では、これも 1 点目の理由と同様でございまして、翌年度繰越額は 929 万 5,000 円、財源内訳は損益勘定留保資金が 929 万 5,000 円の全額でございます。

3 点目「金東地区配水管布設替工事」では、配管材料の入手に時間を要したた

めでございます。翌年度繰越額は4,389万円で、財源内訳は企業債が2,430万円、損益勘定留保資金が1,959万円でございます。

4点目「坂本地区給水ユニット新設工事」では、契約当初より繰越工事といたしまして、当該地区の水圧低下のため早期に新たな加圧施設を建設する必要が生じたためでございます。翌年度繰越額は1,067万円、財源内訳は企業債が650万円、損益勘定留保資金が417万円でございます。

5点目「二日間橋添架配水管布設替工事」では、これも契約当初より繰越工事といたしまして、夏の需要期を迎える前に工事完了を目指すためでございます。翌年度繰越額は638万円、財源内訳は損益勘定留保資金が638万円の全額でございます。

6点目「高鶴配水場2号配水ポンプ更新工事」では、先ほどの5点目の理由と同様でございます。翌年度繰越額は407万円、財源内訳は損益勘定留保資金が407万円の全額でございます。

7点目「花輪橋水管橋建設に係る測量業務」では、これも発注当初から繰越を念頭に行ったもので、現在漏水をしており、修繕不可能な橋梁添架管の更新工事を行うためのもので、早期に新たな水管橋を建設する必要が生じたためでございます。翌年度繰越額は429万円、財源内訳は損益勘定留保資金が429万円の全額でございます。

最後となります8点目「鴨川市管路管理システム及び設備台帳管理システム構築業務」では、水道法改正に伴い実施した設備台帳管理システム構築業務と会計システムとの紐付業務を追加したことに伴う事務量の増でございます。翌年度繰越額は5,637万9,000円で、財源内訳は損益勘定留保資金が5,637万9,000円の全額でございます。

以上、資本的支出、建設改良事業費におきまして、総額では翌年度繰越額を6億797万4,000円といたし、その財源内訳として企業債が3億9,480万円、損益勘定留保資金が2億1,317万4,000円となるものでございます。

以上で、議案第1の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(中村会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございますでしょうか。

ご質問が無いようですので、ただ今の件につきまして、承認ということで、ご異議ござい

ませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

異議なしと認め、原案のとおり報告することに、決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これを持ちまして、議長の職を解かせていただきます。議事進行につきまして、ご協力をいただき、ありがとうございました。

6 その他

(進行：事務局 小泉補佐)

会長ありがとうございました。それでは、次第の6「その他」といたしまして、何かございますでしょうか。

(梶委員)

今年の4月から水道料金が2カ月での検針・請求になりましたよね。その件で皆さんからお問い合わせとかはありますか。

(角田課長)

はい。今年度の4月から奇数月と偶数月に市内を分けまして、検針業務・収納業務を行っておりますけれども、現在、問い合わせ件数について、とりまとめた数値はございませんが、わたくしが知る限りでは、10件程度お問い合わせいただいている状況となっております。問い合わせの内容につきましては、ほとんどは水量が増えたという内容でして、それは2カ月の使用水量になりますので、個別でその場で、2カ月に1回になったこと、料金についても2カ月に1回の水量で計算するのではなく、それを2分の1にして1カ月ごとの算定をして合算して請求という説明をしてご納得いただいている状況です。

(梶委員)

広報とかチラシでお知らせしていただきましたけど、ただ隔々まで周知がとどいてないのかなと思い聞いてみました。

(進行：事務局 小泉補佐)

特に無いようであれば、事務局から「統合・広域化の取組状況につきまして」水道課長から説明させていただきます。

(角田課長)

それでは、統合・広域化の取組についてご説明をさせていただきます。

本年度より、新たな委員の構成となりましたことから、この取組につきまして、背景と併せてご説明させていただきたいと存じます。引き続いての委員さんに於かれましては、以前よりお話ししている内容と重なりますこと、ご容赦いただきたいと存じますが、振り返りの意味も含めて、お聞きいただければと存じます。着座にて失礼いたします。

資料は、本日お配りした「令和5年度第1回水道事業運営委員会資料」の2ページから、また、同じく本日お配りいたしました「資料2 鴨川市水道事業概要」をご覧になりながらお聞きいただければと存じます。

先ずは、この取組の背景からご説明申し上げます。現在の鴨川市水道事業になる以前、旧鴨川市におきましては、昭和20年代から30年代初めにかけて、チフス等の水系伝染病の流行に加え、人口や観光客の増加、また産業の発展等により、主に横渚地区、前原地区と貝渚地区で急速に水需要が増加したことから既存の井戸水等の水不足が生じ、当時の水の確保は大変であったと聞き及んでおります。このようなことから、当時の鴨川町では上水道の布設の機運が高まり、供給に必要な水源調査を実施いたしました。適当な水源がなく、既存の井戸等を利用して凌いでいたとのことでございます。

この事態を改善するため県から技師を招き、水源調査を行ったところ、袋倉用水が適当であるとの意見をいただきましたことから、当時その袋倉用水を建設・利用している農業3団体と交渉を重ねた結果、水源の拡張と導水路等の補修修繕を条件に使用の承諾を得て、昭和35年12月に、計画給水人口8,000人、計画1日最大配水量1,840m³をもって創設認可を取得、創設工事を実施し昭和38年4月から給水を開始したところでございます。以来、昭和42年9月の第1次拡張事業に始まり、昭和44年3月に第2次拡張事業、昭和49年3月に第3次拡張事業、昭和58年3月に第4次拡張事業、平成4年3月に第5次拡張事業を展開してまいりまして、給水区域は旧鴨川市全域となり、計画給水人口は31,800人、計画1日最大給水量は18,860m³となり、安定供給に努めてきたところでございます。

旧天津小湊町の上水道事業についての、創設当時の記録は残っていないことから、創設された理由等については不明でございますが、昭和37年12月の創設認可を受けたときには、

既に簡易水道が布設されていたようでございまして、その施設を上水道施設に流用して給水を開始したものと思われます。昭和 42 年 11 月の第 1 次拡張事業に始まり、昭和 55 年 3 月に第 2 次拡張事業、昭和 62 年 3 月に第 3 次拡張事業、平成 5 年 3 月に第 4 次拡張事業を展開し、計画給水人口 8,750 人、一日最大給水量を 9,160 m³として、安定供給に努めてまいりました。

その後、平成 17 年 2 月 11 日に旧鴨川市と旧天津小湊町が合併し、新たな鴨川市が誕生、水道事業も統合されております。

その後、平成 19 年 4 月に清澄地区にごさいます簡易水道事業を上水道事業に吸収合併いたしまして、計画給水人口は 41,050 人となっております。

「資料 2」の 4 ページと 5 ページをご覧くださいと存じます。4 ページには給水区域図を、また中段に給水区域を書かせていただいております、下段には給水の状況を書かせていただいております。

5 ページには上段に浄水場等の位置図として、赤の四角い部分が鴨川市水道事業が保有する、現在稼働している浄水場でございます、赤丸が水源、赤△が南房総広域水道企業団からの受水施設で、黒丸が配水池やポンプ所等の施設でございます。鴨川市は地形的な問題から低い位置で水を作り、高いところへポンプ等で押し上げている、費用の掛かる形状で給水をしているものとなっております。

鴨川市の水道は、創設から現在まで 65 年、給水開始から 63 年が経過しておりまして、これまでの水道施設投資の総ストックが現在価格に換算して概ね 350 億円に達し、この更新需要に応じた建設改良事業が進んでいないため、年々これら既存施設の高齢化が進行しております。

10 ページの上段の表をご覧ください。昭和から平成にかけては水需要が増加しておりましたので、拡張の時代として事業を展開してまいりましたが、常住人口と給水人口がほぼ摺りつき、水道普及率が 99.5%を超えた平成 25 年度からは給水人口が減少傾向に転じ、これまでの拡張の時代から維持管理の時代へ変化しているところでございます。今後は、その人口の減少に併せた余剰施設のダウンサイジングや、頻発している災害に備えるための耐震化、また脱炭素貢献システムも考慮した事業を行っていかねばならない時代となっておりますが、人口減少等による縮小する需要により、事業運営するための水道料金収入が年々減少している状況でございまして、建設改良事業に充当する資金が不足する状況でございます。

12 ページをお願いします。加えまして、水道事業を運営するための職員、特に施設を更新・維持管理するための技術職員につきましては、行政改革などにより公務員数が減少して

いることに伴いまして、水道事業の企業職員も減少している状況でございまして、ピーク時の職員数と比較して概ね半減している状況でございます。また、水道はお客様が直接飲用いたしますので、水道法に基づく徹底した水質管理や、水をお客様に届けるため浄水場や配水場等に設置されている電気・機械・計装設備に加え、IoT技術を活用した運転管理システム等の構築・管理技術や、浄水場や水道管等の建築・土木施設の技術、またダム管理を始めとする各種の技術者資格が必要となる特殊性から、技術職員においてはベテラン職員が多く、世代交代が進まなかったことから年齢構成的に偏った構成となっており、40代後半から50代前半の職員が多く、概ね10年が経った頃にはほとんどの技術職員が退職するなど、施設の運営に係る技術職員の確保・継承をどうするかといった問題も抱えているところでございます。

これは鴨川市だけではなく、全国の中小事業体も同様の事象でございます。水道事業は、将来にわたってお客様へのサービス水準を維持していく必要がございますし、今後も社会や時代の変遷に合わせた対応が求められているところでございます。

そこで、水道事業体の運営基盤の強化、水質事故・震災など災害時の緊急時対応、技術職員の確保・継承、合理的な施設の整備・更新、県内用水供給料金の格差縮小など一つの事業体では解決し得ない様々な課題に広域的に対処し、安全で良質な水を将来にわたって、安定的に供給していくために、これからご説明する統合・広域化の取組を進めているところでございます。

ここまでの、この取組を行おうとするための背景でございます。

令和5年度第1回水道事業運営委員会資料の8ページからご覧いただきたいと存じます。統合・広域化の取組状況につきましては、令和4年度に実施いたしました統合協議に係る会議等を日付順に書かせていただいておりますので後ほどご確認を頂ければと存じます。

4ページにお戻りいただき、ここに書かれておりますのは、千葉県が主導しております、県営水道と県内の用水供給事業体、これは、私共のような末端給水事業体と言われる、お客様に直接小売りしている事業体ではありませんで、この末端給水事業体に水道水を卸している水道事業体のことでございます。この用水供給事業体の統合・広域化の取組状況を書かせていただいております。5ページからとなりますが、この取組と併せて、私共、末端給水事業体の統合・広域化の取組がございまして、並行して行われている取組でございます。

時間の関係から、私共末端給水事業体の統合・広域化の取組についてメインにお話をさせていただきますのでご了承いただければと存じます。

先ず、末端給水事業体が統合することが条件となっております、千葉県のリーディングケ

ースとして「九十九里・南房総地域の用水供給事業者と県営水道の統合」の議論が開始され、南房総地域では、夷隅地域の勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町、安房地域の館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町・三芳水道企業団の5市3町1企業団の構成団体は、千葉県から平成27年9月に示されました「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）」に沿って、末端給水事業の統合・広域化の検討を進めてまいりました。

具体的な取り組みとしては、平成27年度に南房総地域の用水供給事業を行っている南房総広域水道企業団を事務局として、南房総地域末端給水事業統合研究会を設置いたしまして、平成27～28年度にかけて本地域の水道広域化に係る基礎調査を実施いたしました。この基礎調査の検討結果を踏まえまして、本地域における現況から中長期的な課題を分析し、統合・広域化による効果、事業統合に向けて必要な事項を整理した上で、統合・広域化に向けた基本方針や目標設定を行うものとして、平成29年度に基本構想を策定したところでございます。この基本構想では、夷隅地域・安房地域のそれぞれの区域内で統合するパターンと南房総地域全体で統合するパターンの2つのパターンでそれぞれ検証した結果、夷隅地域・安房地域それぞれの区域内で統合する方が、事業統合の効果を発揮しやすい環境にあることが見込まれるとの結論に至っております。

この研究会では、南房総地域広域化基本構想の案を作成し、平成30年2月に各市町の長による承認を受け、成案となっております。

そこから、南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書についての検討が進められ、令和2年8月に各市町の長により覚書が交わされております。

その後、安房地域では統合協議会を設置するための協議の場を既存の安房郡市水道事業連絡協議会へ移し、統合する区域が同一である安房郡市広域市町村圏事務組合や関係市町と協議を重ねた結果、安房郡市広域市町村圏事務組合を事務局として、統合協議会を設置することの合意が得られ、令和3年12月に安房郡市広域市町村圏事務組合規約に水道事業の統合に関することを加え、各市町の議会による規約変更の手続きを経て、令和4年3月に統合協議会が設立されたところでございます。

この協議会が設立されたことによりまして、令和4年度から具体的な協議が行われ、令和7年4月の統合を目指しているところでございます。

現在は、令和5年10月を目標とする統合基本計画（案）の策定に向けた取り組みを実施しておりまして、この基本計画の合意が得られれば、統合・広域化に関する基本協定を交わすこととしております。この協定締結をもって、統合は後戻りせず、令和6年度中の新事業体の設立に向けた取組や、新たな水道事業体の創設認可の取得、或いは現在の各水道事業体

の事業廃止認可の申請等を実施するものでございます。

令和7年4月からは、新たな事業体での事業実施となりますが、統合に係る交付金事業等を10年間実施することによって、災害時に強い水道管の再構築や、施設の統廃合を目指していこうとするものでございます。

なお、この具体的な協議内容につきましては未確定な事項がございますことから、この会議でお示しすることはできませんが、次回の水道事業運営委員会では、統合基本計画（案）の概要をお示しできる見込みでございます。

私の方からは以上でございます。

（進行：事務局 小泉補佐）

何か、質疑等ありましたら、お願いいたします。

ありがとうございました。以上をもちまして、「令和5年度第1回鴨川市水道事業運営委員会」を終了させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

令和5年6月9日

会議録署名人 鈴木 一男

会議録署名人 相原 一彦